

千葉県質量標準管理マニュアル等の承認に関する事務処理要領

(質量標準管理マニュアル等の承認)

第1条 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第213条（JIS B7611-2附属書JC）及び第214条（JIS B7611-2附属書JC）に基づく質量標準管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び第213条（JIS B7611-2附属書JD）及び第214条（JIS B7611-2附属書JD）に基づく車両等の校正方法の承認等に関しその承認等の事務処理については、この要領の定めるところによる。

(マニュアルの申請者)

第2条 マニュアルの承認申請をできる者は次の各号のとおりとする。

- (1) 計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第20条第1項の規定による指定定期検査機関
- (2) 法第19条第2項の規定による市長の指定を受けた者
- (3) 法第25条第1項の規定による定期検査に代わる計量士による検査を行う者

(マニュアルの申請)

第3条 マニュアルの申請をしようとする者は、質量標準管理マニュアル申請書（様式第1号）にマニュアルを添えて市長へ提出するものとする。また、マニュアルで定めなければならない事項は次の各号のとおりとする。

(1) 標準供給体系図

- ア 実用基準分銅を校正する上位標準器等からの校正順序の流れが体系化されていること。
- イ 分銅の種類、能力等や校正に使用する比較器の種類、性能等が記載されていること。

(2) 質量標準管理規則

ア 組織

- (ア) 管理責任者・管理者及び校正行為者をまとめた組織図であること。
- (イ) 所属、職名が明確化され、校正行為者は、校正等を行うにあたって必要な知識がある者であって、管理責任者又は管理者が指名した者であること。

イ 報告・保守及び管理

質量標準器等の検査結果及び校正結果の報告や、質量標準器及び質量比較器等の保守及び管理に関する適切な処置が規定されていること。

ウ 借用等

質量標準器及び質量比較器等のうち貸借関係がある場合は、借用している物や借用手続について必要事項が確認できるものであって、借用書若しくは貸借契約書の写しを添付すること。

(3) 質量標準管理細則

ア 検査の義務

(ア) 質量標準器及び質量比較器等の自主検査実施計画が記載されていること。

(イ) 質量比較器が、取引・証明に使用されている場合は、定期検査を受検している旨の記載があること。

イ 事前検査

外観検査・事前検査についての記載又は他の業者へ依頼する場合は、その旨の記載があること。

ウ 校正等

質量標準器等の校正手順、調整手順及び観測回数を含め遵守事項が記載されていること。

エ 構造検査及び自主検査

(ア) 質量基準器については、基準器検査規則に従う旨、実用基準分銅については、外観検査、自主検査及び校正等の作業手順及び適合条件が記載されていること。

(イ) 質量比較器については、自主検査項目にて再現性、偏値誤差、感じ、外観検査について、それぞれの作業手順及び適合条件を記載すること。

オ 不適合等の処置

質量標準器及び質量比較器等で、外観検査、校正及び自主検査等で不適合及び不良があった場合の処置方法を記載すること。

(4) 質量標準器一覧表

質量標準器の種類、精度等級、能力、器物番号、数量及び検査周期等が確認できること。

(5) 質量標準器管理台帳

質量標準器のセット又は個別に、種類、器物番号、精度等級、能力、数量、形状、材質、校正周期、保管場所等が記載され、校正等の結果について管理者以上が確認する欄が設けてあること。

(6) 質量比較器一覧表

質量比較器等の種類、器物番号、能力製造メーカー及び設置場所等が確認できること。

(7) 質量比較器等管理台帳

質量比較器等を個別に、種類、器物番号、能力、製造メーカー、型式、設置場所、用途、修理履歴等が記載され校正等の結果について、管理者以上が確認する欄が設けてあること。

(8) 検査室配置図

検査台、分銅格納庫等の種類、検査台、比較器及び分銅格納庫の配置、検査室の大きさ、窓及び出入り口等の見取り図、検査室の環境条件を記載すること。

(9) 各種観測紙及び記録紙見本

それぞれの校正及び検査に用いる観測紙及び記録紙の見本。

(マニュアルの承認手順)

第4条 申請されたマニュアルの承認手順は次の各号のとおりとする。

(1) 質量標準管理マニュアル等に関する指令番号簿に記載し、受付印を押印する。

(2) マニュアルの承認に関する審査（以下「審査」という。）は、前条の規定が満たされていないなければならない。

(3) 審査は、計量担当者の2名以上で行う。

(4) 市長は、審査の結果適合している場合は、質量標準管理マニュアル承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(5) 承認されたマニュアルは、消費生活センターで保管する。

(他市行政機関で承認を受けたマニュアルの取扱い)

第5条 本市以外の計量行政機関（以下「他行政機関」という。）で承認を受けたマニュアルの取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 既に承認を受けた他行政機関の承認書の写し及びマニュアルを届け出ることによりマニュアルの承認申請に代えることができるものとする。

(2) 前号の場合の取扱い手順

ア 関係書類に不備がない場合は、文書整理簿に記載し、受付印を押印する。

イ 審査は実施しない。

ウ 市長は、届出者に対し、受理通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(3) 提出されたマニュアルは、消費生活センターで保管する。

(マニュアルの変更)

第6条 マニュアルの承認又は受理を受けた者で、その記載事項に変更が生じた場合は、市長へ質量標準管理マニュアル記載事項変更届出書（様式第4号）に変更箇所のマニュアルの写しを添えて提出するものとする。

2 第5条第1項第2号ア及びイの規定は、マニュアルの変更に準用する。

(車両等の校正方法の申請)

第7条 車両等の校正方法の申請をしようとする者は、車両等の校正方法申請書（様式第5号）に、車両等校正方法を添えて市長へ提出するものとする。また、車両等の校正方法で定めなければならない事項は次の各号のとおりとする。

(1) 車両等の適用範囲

告示第4条を逸脱しない範囲であること。

(2) 使用する分銅

ア 使用する分銅の種類（基準分銅又は実用基準分銅）、精度等級、表す質量及び個数を記載すること。

イ 実用基準分銅を使用する場合は、質量標準管理マニュアルの承認を受けていることが必要。

ウ 基準分銅のみを使用する場合は、基準分銅の保守及び管理についての規定及び基準器検査成績書の写しを添付すること。

エ 実用基準分銅等を借用する場合は、借用先が質量標準管理マニュアルの承認を受けていること及び借用書の写しを添付すること。

(3) 使用する車両等

ア 車両等が特定されている場合は、その使用の詳細を記載すること。

イ 検査中に車両等の質量変化が生じる場合（燃料消費による質量変化等「エンジンを稼働させ、トラッククレーン等を使用し分銅の乗せ降ろしを行う場合」）については、その使用範囲を記載すること。

ウ 車両等が特定できない場合は、その使用規定（分銅との置換後は質量変化を生じさせないための措置等）、使用した車両等の記録を記載すること。

(4) 校正方法

車両等の校正方法及び校正手順を詳細に記載すること。

(5) 記録

車両等を使用して検査を行ったときに残すべき記録について、その項目及び記録方法を記載し、観測紙を添付すること。

（車両等校正方法の承認手順等）

第8条 車両等の校正方法の承認手順は、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中「マニュアル」とあるのは「車両等の校正方法」と、「質量標準管理マニュアル承認書（様式第2号）」とあるのは「車両等の校正方法承認書（様式第6号）」と読み替えるものとする。

2 他行政機関で車両等の校正方法の承認を受けた者の取り扱いは、第5条の規定を準用する。この場合において、「マニュアル」とあるのは「車両等の校正方法」と読み替え

るものとする。

(車両等の校正方法の変更)

第9条 車両等の校正方法の承認又は受理を受けた者で、その記載事項に変更が生じた場合は、第7条の規定を準用する。この場合において、第7条中の「マニュアル」とあるのは「車両等の校正方法」と、「質量標準管理マニュアル記載事項変更届出書（様式第4号）」とあるのは「車両等の校正方法記載事項変更届出書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

(標準事務処理期間)

第10条 前条までの規定による標準事務処理期間は、それぞれの申請書等の受理した日から30日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この質量標準管理マニュアルの承認等に関する事務処理要領は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に承認及び受理されたマニュアル、車両等の校正方法等は、この要領に基づき承認及び受理されたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前に承認されたマニュアルを作成しない旨の理由書については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月25日から施行する。